

## FAQ

### <1. 全般>

○検討中の事項が多く、中間貯蔵施設の是非の判断ができないのですが。

→ 説明会の中では、中間貯蔵施設の安全対策や土地の取扱い、生活再建・地域振興策などについて、現時点でできる限り具体的な説明をなるべく丁寧にさせていただいています。また、説明会でいただいたご意見を踏まえながら、さらに具体化を進めてまいります。

○説明会には大臣が来て説明すべきではないですか。

→ 説明会では大臣の命を受けた実務担当者がしっかりと説明させていただきます。また、説明会の結果は、大臣へしっかりと報告します。

○説明会だけでなく、住民の立場に応じて、戸別訪問をするといったきめ細かな対応をすべきではないですか。

→ 本事業は町全体に関わるものですので、全町民の皆様などに公平な機会を設け、説明させていただくこととしています。

○中間貯蔵施設による風評被害が発生した場合はどうするのですか。

→ まずはそのような被害が発生しないよう、施設の安全対策に万全を期すとともに、モニタリングデータなど安全・安心につながるような確かな情報を積極的に公開します。また、新設する交付金の中でも風評被害対策に資する事業が実施できるよう、内容を具体化してまいります。

○他の会場で出された意見も知りたいのですが。

→ 既に終了した説明会の議事録を順次環境省ホームページに掲載させていただきます。以下のページをご覧くださいませと幸いです。

[http://josen.env.go.jp/soil/briefing\\_session.html](http://josen.env.go.jp/soil/briefing_session.html)

## <2. 施設の安全性>

○中間貯蔵施設には、県外の廃棄物や原子力発電所から生じた廃棄物なども貯蔵されるのですか。

→ 中間貯蔵施設に貯蔵されるものは、除染によって生じた土壌・廃棄物や1 kgあたり10万Bq（ベクレル）を超える放射性セシウム濃度の焼却灰で、福島県内で発生したものに限り（※）。福島県外の廃棄物や原子力発電所から生じた廃棄物は貯蔵されません。

※ 国が平成23年10月に公表した中間貯蔵施設等の基本的考え方にも位置づけています。

○中間貯蔵施設の容量が足りなくなった場合にはどうするのですか。

→ 福島県内の除染作業は現在進行中ですが、中間貯蔵施設の設計容量としては、今後発生が見込まれる除染計画に基づく除染土壌などの推計発生量（約1,600万 $m^3$ ~2,200万 $m^3$ ）に加えて、不確定要素も見込むなど余裕を持った設計としていますので、容量は足りるものと考えています。

○放射性セシウムが土壌に吸着されて出ていかないのであれば、除染土壌は仮置場にそのまま置いておいても良いのではないですか。

→ 県内各地の仮置場などに現場保管されている放射性物質を含んだ除染土壌などは、福島県の復旧・復興を一刻も早く進める上で、安全に集中的に貯蔵し、集中管理を行うことが必要であると考えています。

○仮置場などから中間貯蔵施設までの輸送車両の通行台数の見通しはどのようなものですか。

→ 輸送車両の通行台数の見通しについては、現在行われている除染作業の実施状況や施設整備の状況などに応じて、今後、試算を行うこととしています。

○日本環境安全事業株式会社（JESCO）に事業をすべて任せるのですか。

→ 中間貯蔵施設の整備や管理・運営は国が責任を持って行います。その体制を補完し、さらに強化するため、国100%出資で、PCB（ポリ塩化ビ

フェニル) という毒性の強い化学物質を含む廃棄物の処理事業を通じて、有害物質の処理やリスクコミュニケーションなどに実績と専門性を有する日本環境安全事業株式会社 (JESCO) を活用することとし、国の指導・監督の下、同社に一部業務を委託することを考えています。

○安全性に関する情報の公開については、公開方法やその内容について、第三者がチェックできるような形にすべきではないですか。

→ モニタリングデータなど安全性に関する情報の公開方法やその内容については、町民の皆様の声を聞きつつ、町当局などと一緒に検討させていただきたいと考えています。

### <3. 土地の取扱い>

○具体的な用地補償額を示してほしいのですが。それがだめなら目安だけでも示してほしいのですが。

→ 用地補償額につきましては、個々の事案によって額が違いますし、施設整備に関する受入れをいただいている現時点では、地権者の方々の了解に基づく額の算定に必要な調査も実施できないため、具体的な額をお示しすることは困難です。また、補償額の目安についても、実際の補償額との差異や補償額を公にされたくないと考えられる方もいる中で、慎重に考えていく必要があります。ご理解をいただけると幸いです。

○先祖伝来の土地を手放したくないのですが、賃貸借での対応はできるのでしょうか。

→ 土地の取扱いにつきましては、賃貸借を含む様々な選択肢について、制度面や手続き面など様々な角度から検討を進め、結果をお示しします。

○買い上げるのであれば町全てを買い上げていただきたいのですが。

→ 中間貯蔵施設の整備にあたり、施設に必要な敷地範囲を設定しています。用地取得につきましては、あくまで施設整備に必要な範囲に限らざるを得ないことをご理解いただけますよう、お願いいたします。

○用地取得が進まない場合には強制収用をするのですか。

→ 国としては地権者の方々のご理解を得ることが何よりも重要と考えており、中間貯蔵施設の必要性や安全性などについてできるだけ丁寧に説明させていただいています。今後、用地取得の段階になった場合には、個々の地権者の方に国の補償方針やご心配の点などについて、できるだけ丁寧に説明し、ご理解・ご協力をいただけるよう、お願いをしてみたいと考えています。

#### <4. 最終処分等>

○最終処分についての法制化はいつ頃行うのですか。

→ 最終処分に係る法制化については、中間貯蔵施設の整備のお願いと並行して準備を進めています。法制化の時期につきましては、国会の状況も見つつ、受入れの是非のご判断に合わせた対応ができるようにしてまいります。

○最終処分はどこで実施するのですか。

→ 大変申し訳ございませんが、処分地は現段階では未定です。しかしながら、福島県の復旧・復興に向けて除染を進めるためには、除染で発生する除染土壌などの仮置き後の道筋を明らかにすることが重要であることから、最終処分するまでの間、除染土壌などを安全に集中的に貯蔵する中間貯蔵施設の整備が不可欠と考えています。

○中間貯蔵施設に貯蔵した土壌や焼却灰の全量を最終処分するのですか。中には再生利用をするものもあるのですか。

→ 最終処分の方法につきましては、減容化技術など技術面の開発の動向や、減容化後の土壌の再生利用に係る社会的な受容性などを踏まえて具体化していきます。

○中間貯蔵後の土地はどのように活用するのですか。

→ 跡地利用は重要であると考えています。今後、町とも相談しながら、地元の意向がしっかりと反映できる方策を考えてまいります。